

応急手当の普及啓発活動の推進に関する実施要綱の一部改正

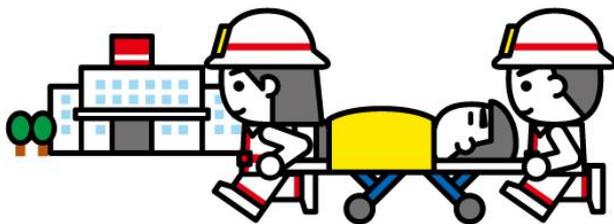
消防機関が実施する応急手当普及啓発活動は、平成5年から全国の消防本部により行っています。平成21年では、全国で約157万人が応急手当講習を受講し、心肺停止傷病者の救命率の向上に結び付いています。

消防庁では、東日本大震災を踏まえて、災害時における救命率を向上させるとともに、医学的な知見に基づいた「JRC（日本版）ガイドライン2010」が日本蘇生協議会（JRC）と日本救急医療財団（心肺蘇生法委員会）で構成されたガイドライン作成合同委員会から公開されたことにより、多くの市民に応急手当を普及促進させること及び、小児・乳児・新生児を対象とした講習に対応することを目的として「救命入門コース」及び「普通救命講習Ⅲ」を創設し、応急手当講習を大幅に拡充するため「応急手当の普及啓発活動の推進に関する実施要綱の一部改正について（平成23年8月31日付消防救第239号）」を都道府県宛に通知しましたので、お知らせいたします。

【添付資料】

- 1 「応急手当の普及啓発活動の推進に関する実施要綱の一部改正」概要
- 2 「応急手当の普及啓発活動の推進に関する実施要綱の一部改正について」通知別紙1のとおり
- 3 「応急手当の普及啓発活動の推進に関する実施要綱の一部改正に伴う留意事項について」通知別紙2のとおり

※ [応急手当の普及啓発活動の推進に関する実施要綱](#)については、消防庁ホームページ（<http://www.fdma.go.jp/>）に掲載します。



（連絡先）

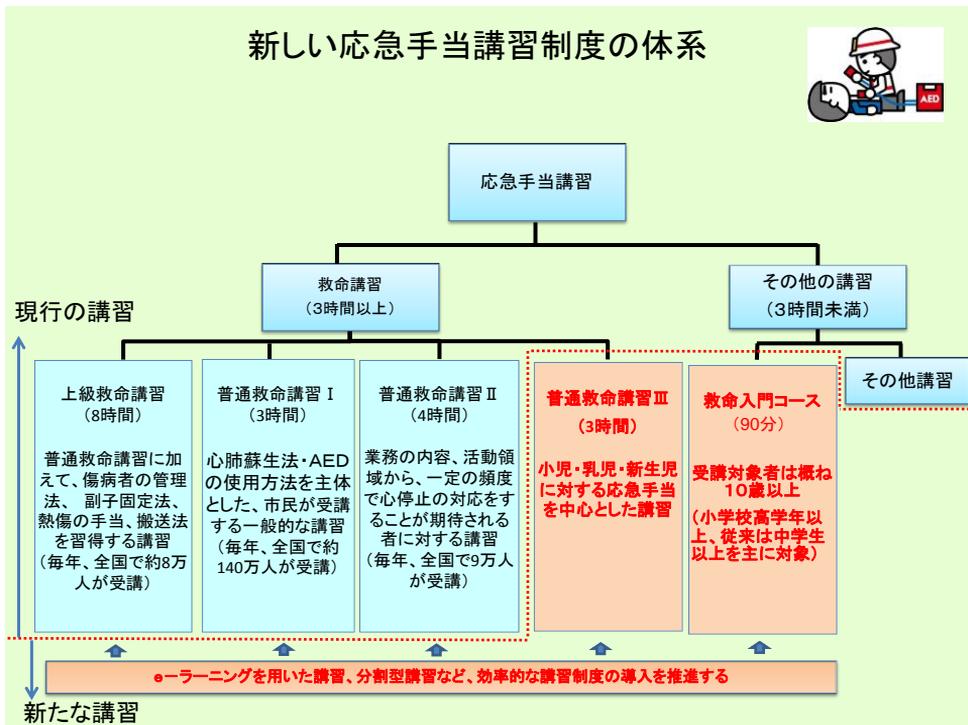
消防庁救急企画室

担当：長谷川、鮫島、渡邊（俊）

電 話：03-5253-7529

FAX：03-5253-7539

「応急手当の普及啓発の推進に関する実施要綱の一部改正」概要



救命入門コース・普通救命講習Ⅲ (講習カリキュラム)

救命入門コース

| | |
|------------|---|
| 1 到着目標 | 1 胸骨圧迫を救急車が現場到着するのに要する時間程度できる。 2 自動体外式除細動器 (AED) を使用できる。 |
| 2 標準的な実施要領 | 1 講習については、実習を主体とする。 2 訓練用資機材一式に対して受講者は5名以内とすることが望ましい。 3 指導者1名に対して受講者は10名以内とすることが望ましい。 |

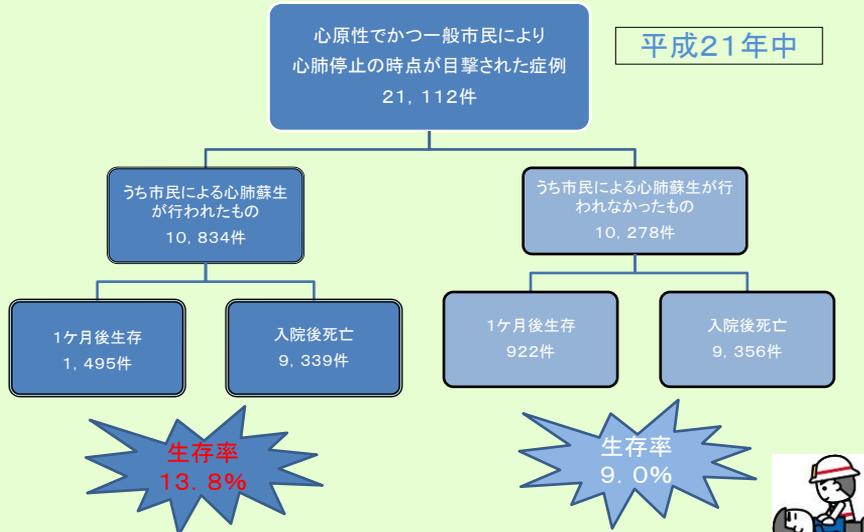
| 項目 | 細目 | | 時間(分) |
|----------------------|--------------------------|-------------------|-------|
| 応急手当の重要性 | 応急手当の目的・必要性(心停止の予防等を含む)等 | | 90 |
| 救命に必要な応当(主に成人に対する方法) | 心肺蘇生法 | 基本的な心肺蘇生法(実技及び指示) | |
| | | 反応の確認、通報 | |
| | | 胸骨圧迫要領 | |
| | | 気道確保要領(表示又は体験) | |
| | | 口対口人工呼吸要領(表示又は体験) | |
| | シナリオに対応した反応の確認から胸骨圧迫まで | | |
| AEDの使用法 | AEDの使用法(口頭又はビデオ等) | AEDの実技要領 | |

普通救命講習Ⅲ

| | |
|------------|--|
| 1 到達目標 | 1 心肺蘇生法(主に小児、乳児、新生児を対象)を、救急車が現場到着するのに要する時間程度できる。 2 自動体外式除細動器 (AED) について理解し、正しく使用できる 3 異物除去法を実施でき、大出血時の止血法を理解できる。 |
| 2 標準的な実施要領 | 1 講習については、実習を主体とする。 2 1クラスの受講者数の標準は、30名程度とする。 3 訓練用資機材一式に対して受講者は5名以内とすることが望ましい。 4 指導者1名に対して受講者は10名以内とすることが望ましい。 |

| 項目 | 細目 | | 時間(分) |
|-----------------------------|--------------------------|-------------------------------|-------|
| 応急手当の重要性 | 応急手当の目的・必要性(心停止の予防等を含む)等 | | 15 |
| 救命に必要な応当(主に小児、乳児、新生児に対する方法) | 心肺蘇生法 | 基本的な心肺蘇生法(実技) | 165 |
| | | 反応の確認、通報 | |
| | | 胸骨圧迫要領 | |
| | | 気道確保要領 | |
| | | 口対口(口鼻)人工呼吸法 | |
| | シナリオに対応した心肺蘇生法 | | |
| | AEDの使用法 | AEDの使用法(ビデオ等) 指導者による使用法の指示 | |
| 異物除去法 | 異物除去要領 効果確認 | | |
| 止血法 | 直接圧迫止血法 | | |
| 合計時間 | | | 180 |

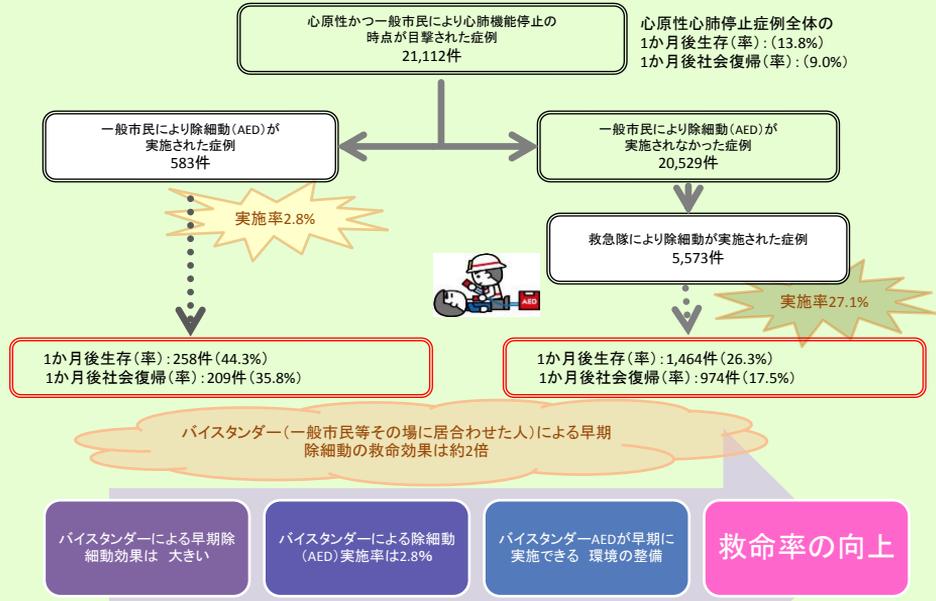
応急手当の救命効果



一般市民による心肺蘇生が実施されていた方が心肺蘇生を実施しなかった場合に比べて1ヶ月生存率が1.53倍高くなっている。

平成22年版救急・救助の現況、救急蘇生統計より

AEDの効果



平成22年版救急・救助の現況、平成21年ウツタインデータより

消 防 救 第 2 3 9 号
平 成 2 3 年 8 月 3 1 日

各 都 道 府 県 知 事 殿

消 防 庁 次 長

応急手当の普及啓発活動の推進に関する実施要綱の一部改正について

住民に対する応急手当の普及啓発については、「応急手当の普及啓発活動の推進に関する実施要綱」（平成5年3月30日付消防救第41号。以下「要綱」という。）に基づき実施されているところですが、先般、ILCOR（国際蘇生連絡協議会）のCoSTR（心肺蘇生に関わる科学的合意と治療勧告）の発表に伴い、日本蘇生協議会（JRC）と日本救急医療財団（心肺蘇生法委員会）で構成されたガイドライン作成合同委員会から心肺蘇生に関する「JRC（日本版）ガイドライン2010」（以下「ガイドライン」という。）が示されました。

平時のみならず大規模な災害が発生した場合において、少しでも多くの国民が応急手当の技術を身につけることで、救命率が向上し、傷病者の症状の悪化防止が図られるものと考えられます。

消防庁では、救急業務高度化推進検討会において、ガイドラインで示された内容を基に住民に対する応急手当普及講習の指導要領等について検討を行うとともに、東日本大震災の経験も踏まえ、より国民のニーズに応じ、専門性を高めつつ受講機会の拡大等を図るため、別紙のとおり要綱の一部を改正しました。

つきましては、下記事項に十分配慮するとともに、本通知における留意事項について、別途通知しますのでこちらについても参照の上効果的な応急手当の普及啓発活動の実施が図られるようお願いいたします。また、貴都道府県内市町村（消防の事務を処理する一部事務組合を含む。）にも、この旨周知願います。

記

- 1 住民に対する標準的な普及講習に、主に小児、乳児、新生児を対象とした普通救命講習Ⅲを追加したこと。

- 2 住民に対する応急手当の導入講習を新たに追加し、名称を「救命入門コース」、主な普及項目を「胸骨圧迫及びAEDの取扱い」とし、講習時間を従来の普通救命講習より短時間に設定したこと。
- 3 住民に対する普及講習の実施方法については、e-ラーニングを活用した講習や普及時間を分割した講習を可能としたこと。
- 4 新たな普及講習等に関しては、要綱改正の内容を踏まえ、地域の実情に応じた普及啓発活動を実施すること。
- 5 新たな普及講習等への移行時期については、地域の実情に合わせ準備を進め、整ったところから実施すること。

消 防 救 第 2 4 8 号
平 成 2 3 年 8 月 3 1 日

各都道府県消防・防災主管部（局）長 殿

消防庁救急企画室長

応急手当の普及啓発活動の推進に関する実施要綱の一部改正に伴う
留意事項について

このたび、「応急手当の普及啓発活動の推進に関する実施要綱の一部改正について（平成23年8月31日付消防救第239号消防庁次長通知）」（以下「次長通知」という。）により、応急手当の普及啓発活動の推進に関する実施要綱の一部を改正したところでありますが、当該次長通知についての留意事項を別紙のとおりまとめましたので、参照の上、効果的な応急手当の普及啓発活動の実施が図られるようお願いいたします。また、貴都道府県内市町村（消防の事務を処理する一部事務組合を含む。）にも、この旨周知願います。

なお、本件に関しては、新たに短時間の講習制度を設け、その対象を小学生中高学年（概ね10歳）以上としたこと、普通救命講習に主として小児、乳児、新生児を対象とした普通救命講習Ⅲを追加したこと、eラーニングの導入、講習時間の分割を可能とするなど、より講習を受けやすい環境を整備したことに伴い、文部科学省から、各都道府県及び各指定都市教育委員会等に対して、別途周知依頼が発出される予定であることを申し添えます。

消防庁救急企画室
長谷川・鮫島・渡邊(俊)
電話 03-5253-7529
FAX 03-5253-7539